

重 要 事 項 説 明 書

(児童発達支援用)

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第76条及び「東大阪市障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年東大阪市条例第35号)の規定に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

1 児童発達支援を提供する事業者について

法 人 名 称	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
代 表 者 氏 名	理事長 行松 英明
本 社 所 在 地 (連 絡 先)	大阪府箕面市白島三丁目5番50号 事務局企画指導グループ 電話：072-724-8166
法人設立年月日	昭和46年3月30日

2 ご利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事 業 所 名 称	児童発達支援 放課後等デイサービス よりそい
サ ー ビ ス の 主たる対象者	障がい児(18歳未満の身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者 (発達障がい児を含む)及び難病等対象者)
事 業 所 番 号	児童発達支援 2755021587号(令和6年7月1日指定)
管 理 者	山口 路子
児童発達支援 管理責任者	山口 路子
事 業 所 所 在 地	大阪府東大阪市上六万寺町13番47号
連 絡 先 相 談 担 当 者 名	連絡先：Tel072-987-4218 Fax：072-987-4220 担当者：管理者 山口 路子
事業所の通常の 事業実施地域	ひがしおおさかし 八尾市
事業所が行なう 他のサービス	放課後等デイサービス 2755021587号(令和6年7月1日指定)
利 用 定 員	15名

かいせつねんがっぴ 開設年月日	れいわねんがつにち 令和6年7月1日
--------------------	-----------------------

(2) 事業の目的および運営方針

じぎょうのむくてき 事業の目的	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団（以下「事業者」という。）が設置する児童発達支援 放課後等デイサービス よりそい（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定児童発達支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。
うんえいほうしん 運営方針	事業所は、障がい児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものとする。 2 指定児童発達支援の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業者、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。 3 障がい児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めるものとする。 4 前3項のほか、法及び「東大阪市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（令和元年6月28日東大阪市条例第1号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し、指定児童発達支援を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

えいぎょうび 営業日	火曜日から土曜日までとする。 ただし、12月29日から1月3日を除く。 その他、営業日は年間スケジュールによる。
えいぎょうじかん 営業時間	午前9時から午後5時までとする。

えんちょう 延長サービス ていきょうじかん 提供時間	
-------------------------------------	--

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	かようびからどようび 火曜日から土曜日までとする。 ただし、12月29日から1月3日を除く。 その他、営業日は年間スケジュールによる。
サービス提供時間	ごぜんじからごごじまでとする。 午前9時から午後5時までとする。

3 事業所の構造・設備について

(1) 構造

こう 構	ぞう 造	てっきん 鉄筋 コンクリート ぞくり 造 たいかけんちくぶつ 耐火建築物 たいしんこうぞう 耐震構造		
しき 敷	ち 地	めん 面	せき 積	1, 106, 000 m ²
のべ 延	ゆか 床	めん 面	せき 積	286, 949 m ²

(2) 設備

せつび 設備の種類	へ 部	や 屋	すう 数	び 備	こう 考
しどうくんれんしつ 指導訓練室			2しつ 室		
めんだんしつ 面談室			1しつ 室		
せいようしつ 静養室			1しつ 室		
ト イ レ			1か所 所		
せんめんじょ 洗面所			2か所 所		
じむしつ 事務室			1しつ 室		

4 職員体制等について

(1) 各職種の職務の内容

しよく 職	しゆ 種	しよく 職	む 務	ない 内	よう 容
かん 管	り 理	しゃ 者			かんりしゃ 管理者は、しよくいんおよびぎょうむ 業務の管理をいちげんてき 一元的に行うとともに、ほうれいとう 法令等において規定されている 指定児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に 対し遵守させるため必要な指揮命令を行います。

児童発達支援 管理責任者	(1) 適切な方法により、障がい児の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて通所給付決定保護者及び障がい児の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障がい児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討します。 (2) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定児童発達支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定児童発達支援の目標及びその達成時期、指定児童発達支援を提供する上での留意事項等を記載した児童発達支援計画の原案を作成します。 (3) 児童発達支援計画の原案の内容を通所給付決定保護者及び障がい児に対して説明し、文書により同意を得た上で、作成した児童発達支援計画を記載した書面を通所給付決定保護者に交付します。 (4) 児童発達支援計画作成後、児童発達支援計画の実施状況の把握（障がい児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6ヵ月に1回以上、児童発達支援計画の見直しを行い、必要に応じて児童発達支援計画を変更します。 (5) 利用に際し、障がい児通所支援事業者等に対する照会等により、障がい児の心身の状況、事業所以外における指定障がい児通所支援等の利用状況等を把握します。 (6) 障がい児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる障がい児に対し、必要な支援を行います。 (7) 他の職員に対する技術指導及び助言を行います。
児童指導員 又は 保育士	通所支援計画に基づき障がい児等に対し適切に支援等を行う。
その他従業者 または事務職員	通所支援計画に基づき障がい児等に対し適切に支援等を行う。 事業所の運営に必要な適切な事務手続きを行う。
運転手	事業所の自動車を使用して、障がい児の自宅又は学校と事業所との間の送迎のための自動車の運転を行う。

(2) 職員配置

職 種	員数	常 勤		非 常 勤		常 勤 換算	備 考
		専 従	兼 務	専 従	兼 務		
管 理 者	1		1			1.0	児発管兼務

児童発達支援 管理責任者	1		1			1.0	管理者兼務
児童指導員	6	3		3		3.5	
保育士	2	2				2	
その他の従業者 又は 事務職員	2			2		1.1	
運転手	1			1		0.7	

(3) 勤務体系

職 種	勤 務 体 系
管 理 者	午前9時から午後5時45分
児童発達支援 管理責任者	午前9時から午後5時45分
児童指導員 又は 保育士	午前9時から午後5時45分
その他の従業者 又は 事務職員	午前9時から午後5時45分
運 転 手	午前9時から午後5時45分

5 提供するサービスの内容及び料金及び利用者負担額について

(1) 提供するサービスの内容

サービスの種類	サービスの内容
児童発達支援 計画の作成	通所給付決定保護者及び障がい児の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、生活全般の質を向上させるための課題や目標、支援の方針等を記載した児童発達支援計画を作成します。
日常生活訓練	日常生活動作、歩行、軽スポーツ、音楽活動等を行います。
集団生活適応訓練	会話、順番を守る、他者との関わりの方策等を行います。
創作的活動	絵画、工作、園芸等を行います。

こうせいそうだん 更生相談	いりょう ふくし せいかつ そうだんとう おこな 医療、福祉、生活の相談等を行います。
かいごほうほう しどう 介護方法の指導	かぞくとう たい かいご ぎじゅつ しどうとう おこな 家族等に対する介護技術指導等を行います。
けんこうしどう 健康指導	しょう じ けんこう けんこうそうだん おこな 障がい児の健康チェック、健康相談を行います。
かいご 介護サービス	こう い はいせつとう しんたいかいじょ おこな 更衣、排泄等の身体介助を行います。
そうげい 送迎サービス	きぼうにより、じぎょうしょ しょゆう しゃりょう しょう じ じたくまた がっ 学校と事業所との間の送迎を行います。

(2) サービス料金

利用料金は、次表のとおりです。

サービス内容	区分	基本単位	サービス料金	保険給付額 (9割)	自己負担額 (1割)
じどうはつたつしえんきゅうふひ 児童発達支援給付費	区分 1	901単位	¥9,550	¥8,595	¥955
じどうはつたつしえんきゅうふひ 児童発達支援給付費	区分 2	928単位	¥9,836	¥8,852	¥984
じどうはつたつしえんきゅうふひ 児童発達支援給付費	区分 3	980単位	¥10,388	¥9,349	¥1,039

＜提供するサービスの料金とその利用者負担額について＞

提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

通所給付決定保護者の属する世帯の所得に応じて、負担上限月額が設定され、利用料の1

割と負担上限月額のいずれか額の小さいほうが、1月あたりの利用者負担額になります。利用

料の1割が負担上限月額を超える場合は負担上限月額以上の負担は発生しません。

負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※ 児童発達支援費について事業者が代理受領を行わない(通所給付決定保護者が償還払

いを希望する)場合は、児童発達支援費の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、

「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に児童

発達支援費の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。

【加算項目】

① 事業所がとっている体制により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利 用 者 負 担 額	内 容
福祉専門職員配置加算 (I)	159円	左記の1割	常勤の児童指導員等のうち、有資格者が一定割合以上の場合、利用1日につき加算されます。
福祉・介護職員等 処遇改善加算	月の総単位数×16.1%		

② 事業所がとった対応の内容により、下表のとおり料金が加算されます。

加 算 項 目	利 用 料	利 用 者 負 担 額	内 容
家族支援加算 (I)	1,060円	左記の1割	障がい児の家族等に対して相談援助を行った場合に加算されます。
子育てサポート加算	848円	左記の1割	保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供し、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへのかかわり方に関して相談援助等を行った場合に月4回まで加算されます。
利用者負担上限額 管理加算	1,590円	左記の1割	通所給付決定保護者の依頼により、負担上限月額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないように、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合、1月につき加算されます。
欠席時対応加算	996円	左記の1割	障がい児が急病等により利用を中止した場合に、連絡調整や相談援助を行った場合に加算されます。月4回まで加算されます。
送迎加算	572円	左記の1割	事業所が障がい児に対し、送迎を行った場合、片道につき加算されます。
関係機関連携加算	2,650円	左記の1割	関係機関と連携して行う個別支援計画や連絡調整等を行った場合に算定されます。(月1回を限度)
保育・教育等移行 支援加算	5,300円	左記の1割	通所支援事業所を退所して保育所等に通うこととなった場合、加算さ

			れます。(1回を限度)
えんちよう し えん か さん 延長支援加算 (30分以上 1時間未満)	6 4 6 円	左記の1割	こべつ し えんけいかく 個別支援計画において定めた提供 時間をこえてサービスを利用した場 合、1日につき加算されます。
えんちよう し えん か さん 延長支援加算 (1時間以上 2時間未満)	9 7 5 円	左記の1割	こべつ し えんけいかく 個別支援計画において定めた提供 時間をこえてサービスを利用した場 合、1日につき加算されます。
えんちよう し えん か さん 延長支援加算 (2時間以上)	1, 3 0 3 円	左記の1割	こべつ し えんけいかく 個別支援計画において定めた提供 時間をこえてサービスを利用した場 合、1日につき加算されます。

6 その他の費用について

ない 内 容	りよう 料 金
そうさくてきかつどう かか ざいりよう ひ 創作的活動に係る材料費	じっぴそうとうがく 実費相当額
きゆうしよく 給食サービスの提供に係る食事代	じっぴそうとうがく 実費相当額
そうげい 送迎サービスの提供に係る費用	つうじよう じぎよう じっし ち いき ばあい 通常の事業の実施地域の場合 5キロメートル未満 1回(片道)につき57円
	つうじよう じぎよう じっし ち いき いがい ばあい 通常の事業の実施地域以外の場合 事業所から5キロメートル以上 1回(片道)につき57円
	つうじよう じぎよう じっし ち いき いがい ばあい 通常の事業の実施地域以外の場合 事業所から10キロメートルを超え る場合(片道)57円
た にちじようせいかつ その他日常生活において通常必要となるものに係る費 用であって、通所給付決定保護者に負担させることが 適当と認められるものの実費	じっぴそうとうがく 実費相当額

7 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	利用者負担額及びその他の費用について、サービスを利用した月の翌月17日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合のうえ、請求月の22日に利用者指定口座からの自動振替によりお支払いください。 お支払いを確認しましたら、必ず領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。 また、児童通所給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。
------------------------	---

- ※ 利用料、その他の費用の支払いについて、支払い能力があるにもかかわらず支払い期日から3月以上遅延し、故意に支払いの督促から14日以内にお支払がない場合には、契約を解約した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

8 サービスの提供にあたっての留意事項

(1) 市町村の支給決定内容等の確認

サービスの提供に先立って、受給者証に記載された支給量・支給内容・利用者負担上限月額を確認させていただきます。受給者証の住所、支給量などに変更があった場合は速やかに事業者にお知らせください。

(2) 児童発達支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、通所給付決定保護者及び障がい児の生活に対する意向に配慮しながら「児童発達支援計画」を作成します。作成した「児童発達支援計画」については、案の段階で通所給付決定保護者及び障がい児に対し内容を説明し、通所給付決定保護者の同意を得た上で成案としますので、ご確認いただくようお願いいたします。

(3) 児童発達支援計画の変更等

「児童発達支援計画」は、障がい児の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(4) サービス利用にあたり不適切な事例への対応について

次に掲げるように、著しく常識を逸脱していると考えられる場合において、事業者

または職員からの申し入れにもかかわらず、改善の見込みがないと判断した場合は契約を解除させていただくことがあります。

【利用者や利用者家族から職員、事業所に対する迷惑行為】

- ・事業所を通さず職員によるサービス提供や個人的な連絡（個人契約など）
- ・職員の自宅住所、電話番号などの職員の個人情報に関する聞き取り
- ・職員の動画や写真の撮影
- ・暴言、暴行、嫌がらせ、誹謗中傷、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント
- ・その他厚生労働省で発表された参考資料に記載の行為

9 虐待の防止について

- ① 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	所長 大久保 賢太郎
-------------	------------

- ② 苦情解決体制を整備しています。
- ③ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- ④ 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置等を実施しています。

10 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体

き けん およ かんが ば あい かぎ
に危険が及ぶことが考えられる場合に限りです。

(2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りです。

(3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなつた場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11 秘密の保持と個人情報の保護について

① 障がい児又はその家族に関する秘密の保持について	事業者は、障がい児又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」についてのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ○ 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た障がい児又はその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ○ 事業者は、従業者に業務上知り得た障がい児又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	○ 事業者は、障がい児又はその家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他の障がい福祉サービス事業者等に、障がい児又はその家族の個人情報を提供しません。 ○ 事業者は、障がい児又はその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ○ 事業者が管理する情報については、障がい児又はその家族の求めに応じ、その内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

12 緊急時の対応方法について

- ① サービス提供中に、障がい児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、保護者が予め指定する連絡先にも連絡します。

- ② 上記以外の緊急時において、障がい児に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、下記の対応可能時間に連絡を受けた際は、障がい児の状態に応じて、必要な対応を行います。

連絡先：電話番号 _____ (対応可能時間 _____ ～ _____)

13 協力医療機関について

協力医療機関は、治療を必要とする場合に協力を依頼している医療機関です。ただし、優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。

医療機関名称	医療法人 貴島病院本院		
医院長名	貴島 秀樹		
所在地	八尾市楽音寺3-33		
電話番号	072-941-1499		
診療科	内科・外科ほか	入院設備	あり

14 事故発生時の対応方法について

障がい児に対する児童発達支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、障がい児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、障がい児に対する児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村	市町村名	ひがしおおさかし 東大阪市
	担当部・課名	福祉部 指導監査室 障害福祉事業者課
	電話番号	06-4309-3187

保険加入	本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。 保険会社 損害保険ジャパン株式会社 保険名 福祉事業者賠償責任保険
------	---

15 非常災害時の対応

非常時の対応	別途に定める消防計画により対応いたします。
平時の訓練	別に定める消防計画に則り、避難訓練を年2回、水防法に基づく訓練を年1回実施します。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常通報装置 有 ・非常用電源 有 ・スプリンクラー 有 ・室内防火栓 有 ・カーテン等は防災機能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄（食糧・飲料水3日分） （その他、拡声器・携帯ラジオ・ロープ・懐中電灯等）
消防計画	消防署への届出日：2024年11月 防災管理者：大久保 賢太郎

16 苦情解決の体制及び手順

- (1) 提供した指定児童発達支援に係る障がい児又は通所給付決定保護者その他の当該障がい児の家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す

【事業者の窓口】のとおり）

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

第三者委員氏名 東口 まち子（連絡先）06-6725-4785

- (2) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- (ア) 提供した指定就労継続支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

本事業所では地域にお住まいの方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所に対するご意見などもいただいています。本事業所への苦情や意見は第三者委員に相談することもできます。

(イ) 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

(ウ) ①利用者等への周知徹底

- ・パンフレットの配布等により苦情解決責任者及び苦情受付担当者の氏名、連絡先苦情解決の仕組みについて周知する

②苦情の受付

- ・利用者からの苦情は随時受け付けると共に、苦情受付簿を作成する
- ・苦情受付簿を作成後は速やかに苦情受付担当者へ申し送る
- ・苦情受付担当者は苦情を受け付け、事情を聴取すると共に苦情相談票を作成する

③苦情受付の報告

- ・苦情受付担当者は受け付けた苦情を苦情解決責任者及び第三者委員に報告する

④苦情解決に向けての話し合い

- ・苦情解決責任者は、苦情申し出人ととの話し合いによる解決に努める

⑤苦情解決の記録、報告

- ・苦情受付担当者は苦情受付から解決、改善までの経過と結果について苦情相談処理報告書に記録する

- ・苦情解決責任者は苦情解決結果について、苦情申し出人と第三者委員に対して改善事項を含めた結果報告する

- ・また解決・改善までに時間がかかる場合には経過等について報告する

⑥苦情解決の公表

- ・サービスの質や信頼性の向上をはかるために、必要に応じて東大阪市役所への報告を行う

- ・個人情報に関するものを除き「事業報告書」や「広報紙」等実績を掲載し公表する

苦情解決責任者

所長

： 大久保 賢太郎

【事業者の窓口】 （事業者の担当部署・窓口の名称）	所在地 東大阪市上六万寺町13-47 電話番号 072-987-4218 ファックス番号 072-987-4220 受付時間 9:00～17:45
【市町村の窓口】 東大阪市 福祉部 指導監査室 障害福祉事業者課	所在地 東大阪市荒本北1-1-1 電話番号 06-4309-3187 ファックス番号 06-4309-3848 受付時間 9:15～17:35
【公的団体の窓口】 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会 「福祉サービス苦情解決委員会」	所在地 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電話番号 06-6191-3130 ファックス番号 06-6191-5660 受付時間 月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時

17 心身の状況の把握

指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児の心身の状況、その置かれている

環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

18 連絡調整に対する協力

児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の利用について市町村又は障がい児相談支援

事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

19 他の指定通所支援事業者等との連携

指定児童発達支援の提供に当たり、大阪府、市町村、障がい福祉サービスを行う者、児童

福祉施設その他保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます

20 サービス提供の記録

① 指定児童発達支援の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用者負担額等を、

サービス提供の終了時に通所給付決定保護者の確認を受けることとします。

② 指定児童発達支援の実施ごとに、サービス提供実績記録票に記録を行い、通所給付決定

保護者の確認を受けます。

- ③ これらの記録はサービス完結の日から5年間保存し、障がい者又はその家族は事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。(複写等にかかる費用は実費を負担いただきます。)

21 指定児童発達支援内容の見積もりについて

契約に際して、サービス内容に応じた見積もり額について

1か月の見積り額	円
----------	---

22 第三者評価の実施状況

①実施年月日	なし
②評価機関	
③結果の開示状況	

23 事業所ご利用の際にご留意いただく事項

感染症対策	利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用は出来ません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、自己の責任において管理していただきます。 自己管理のできない場合は貴重品を事業所に持ち込まないようお願いいたします。
宗教活動・政治活動 営利活動	児童及び保護者の思想、信仰は自由ですが、他の児童及びその保護者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

24 サービス提供開始可能年月日

サービス提供開始が可能な年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

25 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、「東大阪市障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年東大阪市条例第35号）の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府箕面市白島三丁目5番50号
	法人名	社会福祉法人大阪府社会福祉事業団
	代表者名	理事長 行松 英明
	事業所名	児童発達支援 放課後等デイサービス よりそい
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用申込者 (通所給付 決定保護者)	住所	
	氏名	印
	続柄	
利用者(児童)氏名		

代理人	住所	
	氏名	印